

三 原 市 長 様

社会保険労務士

印

## 社会福祉法人調査結果について

平成30年 [ ] に実施した標記については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 法人の概要

(1) 法 人 名

(2) 監査対象年度

平成 30年度

(3) 監 査 日

#### 2 調査結果書作成日

#### 3 調査結果の概要

別紙チェックリストのとおり。

#### 4 調査結果

##### 『個別指摘事項』

##### (1) 36協定書・就業規則の届出・変更について

時間外労働に関する協定の締結、就業規則を作成・変更する場合の「労働者の過半数を代表する者」を選出する場合、毎回決まって主任が代表者になる方法は、無効となるため、民主的な方法（例えば、代表者投票・挙手等）により、行う必要がある。

また、代表者は「主任」よりも、一般従業員の中から選ばれることが望ましい。

【根拠規定：労働基準法第36条90条第1項・労働基準法施行規則第6条】

##### (2) 36協定書・1年単位の変形労働制の届出について

36協定書と1年単位の変形労働時間制の届出を労働基準監督署へ行う際、実施日より数日遅れて届出を行っているため、罰則規定が適用される。必ず、実施日より前に労働基準監督署へ届出を行う必要がある。

【根拠規定：労働基準法第36条第32条・労働基準法施行規則第17条】